

令和6年9月11日

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 理001
(1) 調達件名及び数量 Bruker社製 Autoflex max LRF修理 1式
(詳細は別紙仕様書のとおり)
(2) 納入期限 令和7年1月31日
(3) 納入場所 国立大学法人大阪大学大学院理学研究科

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
(2) 本学と取引実績のある者であること。
(3) その他経理責任者等が認めた者

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式
参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1-1
国立大学法人大阪大学理学研究科契約係
電話 06-6850-5285
(2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学
ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
(3) 見積書提出期限

令和6年9月18日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
(2) 契約書作成の要否 要
(3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ
方式参加者心得」に定めています。

仕様書

件名 Bruker 社製 Autoflex maX LRF 修理

【一般事項】

1. 受注者は、本仕様書に基づき業務を行うものとする。
2. 本請負の完了期限は、令和7年1月31日までとする。
3. 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
4. この契約についての必要な細目は、国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
5. その他詳細については、係員の指示によるものとする。

【詳細仕様】

1. 修理の背景及び目的

当装置はスループット分析に適している装置であり、特に合成のファストスクリーニングに適している装置である。利用頻度も高く、耐久性の高い機器ではあるが、イオン化のためのレーザーが劣化しており、修理の必要が生じた。現状では、レーザー強度が十分な出力が得られていない。測定ができないため、実験に支障がでている。早急なレーザー交換を行うことで円滑な研究および装置の長期的安定性を得られるものと考える。

2. 修理内容

イオン化用レーザー P/N:E-1830916 Laser DPSS w/ attenuator の交換を行う。

また、本装置はこのレーザーを使用する条件で設計されているため、このレーザー以外のレーザーでは動作保証がされていない。

さらに、交換後の調整及びデータ確認を行う。

見 積 書

調達番号：理001

調達件名：Bruker社製 Autoflex max LRF修理 1式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式
参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。

請負契約書(案)

請負の表示 Bruker 社製 Autoflex maX LRF 修理 1式

請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者国立大学法人大阪大学大学院理学研究科 研究科長 近藤 忠と受注者〔法人名等及び氏名〕との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によつて請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 業務は、受注者の事業所において、これをするものとする。

第4条 請負の完了期限は、令和7年1月31日までとする。

第5条 受注者は発注者に対し、業務完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学理学研究科契約係に送付する方法で交付するものとする。

第6条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第7条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学理学研究契約係に送付すべきものとする。

第8条 契約保証金は免除する。

第9条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第10条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

年 月 日

発注者

吹田市山田丘2番1号

国立大学法人大阪大学大学院理学研究科

研究科長 近藤忠 印

受注者

[住 所]

[法人の名称又は商号及び代表者氏名]

印